

みとよ未来創造館条例（案）

（設置）

第1条 市民自らが主体性を持ち、地域の未来を切り拓く力を育み、もって地域力の向上と新たなまちの創造を図るための拠点として、みとよ未来創造館（以下「創造館」という。）を三豊市高瀬町下勝間2347番地1に設置する。

（利用の許可）

第2条 創造館を利用しようとする者は、あらかじめ三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、創造館の管理運営上必要があるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

（使用料）

第3条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用区分に従い、別表に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第4条 市長は、教育委員会において必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

（目的外利用等の禁止）

第6条 利用者は、創造館の利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又は創造館を利用する権利を他に譲渡してはならない。

（利用等の不許可）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、創造館の利用許可をしない。

- (1) 創造館の設置目的に反すると認める場合
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、創造館の管理運営上支障があると認める場合

（利用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の条件を変更し、創造館の利用の停止を命じ、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反した場合
- (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたと認める場合

(入館の制限等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、創造館に入館しようとする者の入館を禁じ、又は創造館に入館している者に創造館の利用を停止させ、若しくは創造館からの退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、創造館の管理運営上支障があると認める場合

(原状回復)

第10条 利用者は、創造館の利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用許可を取り消されたとき、若しくは前条の規定により創造館の利用の停止を命じられたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

2 利用者が前項本文の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 創造館の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、教育委員会が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、創造館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に創造館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に創造館の管理を行わせる場合の当該指定管理者

が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 創造館の維持及び管理に関する業務
- (2) 創造館の利用許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条第1項の規定中「三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項、第5条及び第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条の規定中「別表に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条（見出しを含む。）の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

（利用料金）

第13条 前条第1項の規定により指定管理者を指定した場合の利用料金は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 創造館の利用料金については、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定める。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、創造館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（三豊市農村環境改善センター条例の一部改正）

- 2 三豊市農村環境改善センター条例（平成18年三豊市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三豊市高瀬町農村環境改善センターの項を削る。

別表第2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

(三豊市公民館条例の一部改正)

3 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号)の一部を次のように改正する。

別表第2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(単位:1時間当たり)

区分 \ 利用時間	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大ホール	3,630円	4,380円
会議室A	1,040	1,550
会議室B	1,040	1,550
会議室C	1,040	1,550
和室A	1,040	1,550
和室B	1,040	1,550
小会議室	500	750

備考

- 1 施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。
- 2 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増とする。
- 3 冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 5 本市の区域外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。